

地方公務員給与と都市自治体の自主性に関する重点提言

政府においては、国家公務員の給与を平均 7.8%引き下げる臨時特例法案の早期成立を期し、人事院勧告を実施するための給与法改正法案は提出しないとの閣議決定を行った。

政府内には、地方公務員給与を臨時特例実施後の国家公務員給与に準ずるべきとの意見があるが、地方公務員の給与額の決定に対して国が干渉することは、地方自治体の自主性を阻害するものであり、これまで国を上回る大幅な人員削減による人件費の削減などの行財政改革を実施してきた都市自治体としては、到底受け入れられるものではない。

地方公務員の給与は、基本的に地方自治体において自主的に決定すべきものである。

よって、国は、都市自治体の自主性を尊重すべきであり、地方公務員給与の決定に国の方針の押し付けは許されるものではないこと。

また、特に、国家公務員給与の減額措置等について、地方財政計画や地方交付税の算定において反映させることは厳に行わないこと。